

クラス番号	649	担当教員名	加藤 文雄
テーマ	司法福祉の視点から家庭問題（家庭紛争）への対応を考える		
著書・論文 研究課題等	「オーストリア司法関係機関訪問紀行」家庭裁判月報 48 巻 12 号 1996 年 「フィリピン養子法に関する情報整理の試みー渉外家事事件処理に関わる同法の改正経過と解釈・適用上の諸問題」朝日法学論集 29 号（家庭裁判月報 57 巻 6 号にも転載） 2003 年 「調査官実務において変わるものと変わらないものー調査官による事実の調査に関連してー」全国家庭裁判所調査官研究協議会研究展望 33 号 2005 年 「渉外家事事件整理ノート（新版）」新日本法規出版 2008 年 等		
ゼミナール概要			
キーワード：非行問題、家庭問題（家庭紛争）への取り組み、想定事例等を活用した問題解決能力の発揮			
目的、内容、方法等：家庭裁判所が扱う家庭に関する事件の種類は多く様々なものがあります。代表的なものとして、夫婦間の紛争、子の保護や高齢者の支援に関するもの、非行少年の処遇決定などが挙げられます。最近の日本では、少子化、高齢化、国際化等が進み、これらに伴って非行の態様や家庭問題（家庭紛争）の有様も少しずつ変化しています。本ゼミでは、非行や家庭問題に関する基礎知識を学びつつ、これらを題材とした想定事例を用いて、家庭紛争の要因や非行の動機等を理解し、これらへの対応を考えます。 今少し具体的に、離婚問題からこれらの中身を覗いてみましょう。家庭内の様々な課題が夫婦間の亀裂を生み広げると、互いの信頼関係は崩れ、共同生活そのものの維持さえも困難になります。ここで、夫婦は、離婚をするかどうかの苦渋の決断を迫られます。しかしながら、離婚を前に、夫婦財産の分配、子の親権者、離婚後の子との生活費、子と離れる親と子との交流を維持するか否か等の課題が、夫婦のみならず子へも同時にのしかかり、多くの場合、家族全体が精神的にも経済的にも不安定な状況に置かれます。また、非行も、家庭（家族）の安定性と無関係ではありません。非行の要因にも多々ありますが、子は生み育てられた親子という一蓮托生の関係性の下で、自己の成長課題を解決してゆかねばならないのです。 福祉が、これら夫婦や子の人生に代ることはできません。多くの場合、家庭裁判所では、当事者夫婦や非行少年を前に、まず、これらの人々が抱える諸事情や解決すべき課題を把握・整理し、当事者らの状況に応じた解決方法等を提示するようにします。そして、当事者らへ解決に向けての自己決定を促します。当事者らの理解がある程度進めば、自己決断できるようになり、それがその人の力になります。ただし、このような支援を行う側にも、当事者らのとまどい等に揺さぶられます。一方で、自らも心を動かしつつこのコントロールもしなければならぬといった苦しさと難しさが伴うものです。 授業計画：このような人間的な事件（問題）を扱うにはある程度、学際的な知識が必要です。このため、3 年次前期は、家族や非行に関する入門的知識の習得から始め、発達心理等の関連知識をも補充していくようにします。3 年次後期には、ゼミ生それぞれが想定事例の担当者になったようなつもりでグループ検討等に取り組み、意見発表や意見交換等を行う場にしたいと考えています。4 年次には、それまでの検討等を踏まえて最も関心の深いテーマを設定し、卒論で取り組むようにします。 適宜、日々、家庭裁判所でこれら家庭問題に取り組んでいる若手家庭裁判所調査官との交流の機会（意見交換の場等）も設けたいと考えます			
担当教員からのメッセージ			
講師は、長年、家庭裁判所調査官として勤務してきました。前記のように、家庭裁判所は家庭・家族に関する事件（問題）を幅広く扱っています。最近の講師の関心は、外国（人）が関わる家庭事件（渉外家事事件といえます。）にも向いています。人の動きが地球的規模にあり、文化や宗教などが人の人生に与える影響は益々大きくなりつつあるようです。 ゼミ内では意見であっても実務においては当事者の将来を左右する助言や指導となります。このゼミ生の熱心な取り組みを期待します。			